

鳥取県レンタカー利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県レンタカー利用促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) レンタカー事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条の規定による許可を受け、業として自家用車を有償で貸し渡す者

(2) レンタカー

レンタカー事業者が貸し出す自家用自動車

(3) 割引対象車種

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車

(交付目的)

第3条 本補助金は、レンタカーの利用料金の低廉化（割引）を行うレンタカー事業者を支援することを通じ、県外から来県する観光客等の広域周遊を促すことを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表第1の第3欄に掲げるレンタカーの貸渡しについて、同表の第4欄に掲げる交付算定基礎額に応じて、算定する。

(交付申請の要件)

第5条 本補助金の交付を申請しようとする者は、県が定める手続きにより、あらかじめ振込口座等を登録するものとする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の交付申請及び実績報告を、別表第2の左欄に掲げる対象とする期間ごとに同表右欄に掲げる期限までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書及び規則第17条第1項の報告書は、様式第1号によるものとする。

3 規則第5条第2号及び規則第17条第2項に掲げる書類は、不要とする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請及び実績報告を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

(実績報告の内容に誤りがあった場合の対応等)

第8条 前条に定める交付決定及び交付額の確定の後に、実績報告の内容に誤りがあり、交付金額を追給又は返納する必要が生じたときは、補助金の交付を申請した者の申告に基づき、追給する額について支出負担行為兼仕訳書により追給し、又は返納させる額について戻入仕訳書及び返納通知書により返納させるものとする。

2 前項の追給又は返納の手続は、前条の規定を準用する。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、交流人口拡大本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 対象となるレンタカーの貸渡し	4 交付算定基礎額
レンタカー利用料金低廉化（割引）事業	レンタカー事業者（「貸渡人を自動車の使用者として行う家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成7年6月13日付自旅第138号国土交通省自動車交通局長通知）に規定する許可基準を満たし、道路運送法第80条に基づく許可を受けている事業者で、値引き処理が可能な事業者に限る※。）	<p>以下をすべて満たす貸渡しを対象とする。</p> <p>(1) 借受人又は運転者（以下「借受人等」）が県外居住者（外国人も含む）であり、レンタカー事業者の県内営業所で割引対象車種を借受及び返却をするもの。ただし、外国人利用者が事前の値引き処理が可能な場合は、県外営業所へ返却したのも対象とする。</p> <p>(2) 借受人等が、鳥取砂丘コナン空港又は米子鬼太郎空港到着の航空便、又は県内の鉄道駅に到着した列車を利用していること。</p> <p>(3) 借受人等が、原則として貸渡しから返却までの期間（以下「貸渡期間」という。）内に県内に存する宿泊施設に宿泊（1泊以上）すること。ただし、鳥取砂丘コナン空港の航空便利用者については、兵庫県美方郡新温泉町及び香美町内に存する宿泊施設も対象とする。</p> <p>(4) 貸渡しの日が令和4年11月1日から令和5年2月28日までの間であること。</p> <p>(5) 鳥取空港の利用を促進する懇話会が実施する鳥取砂丘コナン空港レンタカー助成事業又は米子空港利用促進懇話会が実施する米子鬼太郎空港レンタカー助成事業の助成を受けていないこと。</p>	<p>(1) 貸渡車輛1台の基本料金について3,000円。ただし、車種及び利用時間等により、実際の基本料金が3,000円に満たない場合はその額とする。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、全日本空輸株式会社が運航するANA291便の利用者については、1台あたり5,000円を上限に助成する。</p> <p>(3) 外国人利用者が7人乗り以上の車輛を借り受ける場合は、貸渡車輛1台の基本料金につき8,000円とする。ただし、車種及び利用時間帯等により、実際の基本料金が8,000円に満たない場合はその額とする。</p> <p>(4) 外国人利用者は、第1号から第3号の基本料金に加え、基本料金以外の経費について2,000円を上限に助成する。ただし、実際の基本料金以外の経費が2,000円に満たない場合はその額とする。</p>

※必要に応じ、レンタカー事業者証明書の提出を求める場合がある。

別表第2（第6条関係）

1 交付申請及び実績報告の対象期間	2 交付申請及び実績報告の期限
令和4年11月1日～30日	令和4年12月20日
令和4年12月1日～31日	令和5年1月20日
令和5年1月1日～31日	令和5年2月20日
令和5年2月1日～28日	令和5年3月20日

様式第1号（第6条関係）

鳥取県レンタカー利用促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

申請者（レンタカー事業者）

法人名 _____

代表者（職名・氏名） _____（印不要）

担当者名 _____

電話番号 _____

債権者登録番号 _____

鳥取県レンタカー利用促進事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条及び第17条第1項の規定により、申請及び実績報告します。

1 交付申請額（実績額）

割引額（円）	対象人数（人）	算定基準額（円）	交付申請額（実績額）（円）
別紙による記載可			
合計			

2 実績の対象期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 添付資料

- 実績額（実施した割引の合計額）の内訳（貸渡日・貸渡ごとの割引額・人数）が確認できる資料（様式は任意）。割引額の合計が上記1の「合計」欄の「算定基準額」及び「交付申請額（実績額）」と一致していること。（※貸渡証（契約書）の写しの提出は不要）
- 別添「レンタカー割引チェックリスト兼同意書」（写し可）

鳥取県庁使用欄（申請者は記入しないこと）

検 査 調 書	
鳥取県知事 平井 伸治 様 上記に係る検査を行ったところ、検査内容及び検査結果は下記のとおりでした。 令和 年 月 日 検査員（職・氏名）	
検査完了年月日	令和 年 月 日
検査方法（書類又は実地）	書類 実地
検査結果（合格又は不合格）	合格 不合格
意見又は注意事項	

《申請にあたっての注意事項》

補助金交付にあたり、補助金の交付対象となったレンタカー貸渡記録等を検査する場合があります（鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第14条）。また、補助金の交付を受けた事業者は、補助金の交付対象となった割引の状況が分かる書類（電磁的記録でも可）を、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間、保存してください（規則第26条）。

令和 年 月 日

様

鳥取県知事 平井 伸治

鳥取県レンタカー利用促進事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

令和 年 月 日付けの申請書兼実績報告書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県レンタカー利用促進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定及び確定額

本補助金の算定基準額及び交付決定及び確定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定及び確定額 | 金 | 円 |

2 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規程に従わなければならない。

別添

レンタカー割引チェックリスト 兼 同意書 (借受人が記入すること)

1 居住地の確認

- 県外居住者
- 県内居住者 → 割引の対象外です。

2 来県時の交通手段の確認

- 航空便
 - いずれかに○をしてください。【 鳥取空港 ・ 米子空港 】
 - 鳥取空港の利用者は以下のいずれかを選んでください。
 - ANA 291 便 (※羽田発の初便) → 5,000円割引の対象です。
 - ANA 291 便以外
- 鉄道利用
- 航空便・鉄道利用以外 → 割引の対象外です。

3 県内宿泊の確認

- 県内の宿泊施設 (ホテル・旅館等) に宿泊 (1泊以上)

宿泊施設の名称 (略称可) を記入してください。 (※鳥取空港・米子空港・鉄道利用者)

- 鳥取空港の利用者は、以下のいずれかを選んでください。
 - 鳥取県内の宿泊施設
 - 兵庫県美方郡新温泉町又は香美町内の宿泊施設 (※米子空港・鉄道利用者は対象外)
- 実家・親族等の家に宿泊/日帰り旅行 (宿泊なし) → 割引の対象外です。

同意書

上記1～3で確認した内容について、相違ないことを確約・同意します。

上記内容に不備等があった場合、貴県の求めがあるときは、速やかに必要な事項を報告し、又は説明することを確約します。偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない割引を受けた場合は、返金することに同意します。

令和 年 月 日

氏名 (自署)

鳥取県知事 平井 伸治 様

レンタカー事業者使用欄 (借受人等は記入しないこと)

- 割引対象者が県外在住であることを確認しました。

《確認方法》 いずれかに○をしてください。

【 運転免許証 ・ レンタカー会員登録情報 】